ブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

６　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

７　「１　支店等」欄中「⑶　種類」には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。

「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、支店等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

「⑹　設置予定時期」欄について、本届出書受理日において、設置予定時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における設置の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

「⑻　設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」欄は、次の例にならつて記入すること。

（例：事務所　所在地○○市○○町○○番地○○ビル○階　延面積○○㎡を○○から賃借の予定、倉庫用建物　所在地○○市○○町○○番地　延面積○○㎡を○○から賃借の予定）

８　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

９　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

10　「２　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）